

平成27年4月定例教育委員会会議録

- 日 時 平成27年4月15日(水) 午後4時～午後4時23分
○場 所 櫛引庁舎・教育委員室
○出席委員 1番 毛呂 光一(委員長職務代理者)
2番 難波 信昭(教育長)
3番 佐藤 清美
4番 佐竹 美津子
5番 田中 芳昭(委員長)
欠席委員 なし

出席議事説明職員氏名

教育部長	小細澤 充	管理課長	石 塚 健
学区再編対策室長	本 間 明	学校教育課長	中 野 洋
学校教育課指導主幹	成 澤 和 則	社会教育課長	佐 藤 正 哉
社会教育課文化主幹	岡 部 信 宏	中央公民館長	太 田 ア イ
藤沢周平記念館長	鈴 木 晃	スポーツ課長	小 杉 良 則
図書館長	佐 藤 巖	学校給食センター所長	太 田 功

出席事務局職員氏名 管理課庶務主査 鶴見美由紀

会議次第

1. 開会
2. 自己紹介
3. 市民憲章唱和
4. 会議録署名委員の指名
5. 議事日程
なし
6. 報告事項
 - (1) 臨時代理処理事項の報告について
 - (2) その他
7. 閉会

開 会（午後 4 時）

委員長 　　ただ今から 4 月の定例教育委員会を開会する。新年度初めての定例会なので自己紹介後に市民憲章唱和を行う。

（自己紹介後、管理課長が先唱し市民憲章唱和）

本日の会議録署名委員は、3 番佐藤委員にお願いする。

委員長 　　本日は議事の予定はないので、報告事項に入りたい。それでは、臨時代理処理事項の報告についてお願いする。

管理課長 　　臨時代理処理に係る報告として、規則及び訓令の改正についてご説明申し上げます。

この度の改正は、先月 24 日の鶴岡市職員に係る人事異動に伴い、組織機構の変更等を精査するなか、新年度 4 月 1 日からの施行に向けて教育委員会を招集するいとまがないと判断されたことから、教育長に対する事務委任規則第 1 条第 2 項の規定に基づき教育長において関連の規則 3 本及び訓令 2 本を改正させていただいたので、同条第 3 項の規定に基づき、本日の会議に報告し、承認をお願いするものである。

始めに、鶴岡市教育委員会規則第 8 号、鶴岡市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則である。

まず、規則の中の第 14 条教育行政に関する相談の規定のなかで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教法）の引用規定として第 19 条 8 項とあるが、同法の改正に伴い一条づれたことから、それに合わせるものである。続く第 15 条については、教育長職務代理者の規定であるが、同法において規定が削除されているので、それと合わせて第 15 条も削除するものである。新教育長の職務代理者については、新教育長が指名することになるものである。

また、事務局の分掌事務を規定している別表であるが、そのなかの管理課庶務係の所掌事務のなかに、新たに総合教育会議に関することを加えるとともに、西郷幼稚園の閉園により市立の幼稚園がなくなったことから、管理課経理係の所掌事務及び学校教育課学事保健係の所にある幼稚園に係る部分の規定を削除するものである。

改正の内容は以上であるが、附則において施行期日を本年 4 月 1 日とするとともに、経過措置として、教育長職務代理者に係る規定については、現教育長の在職中は改正前のままとするものである。

続いて、鶴岡市教育委員会規則第 9 号、鶴岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

第 2 条において、公印の種類、名称等を規定しているが、このなかから

幼稚園、教育委員長、委員長職務代理者に係る公印の規定を削除するものである。第10条では教育委員長印に係る規定を削除し、別表においても幼稚園印、教育委員長印、委員長職務代理者印、幼稚園長印を削除するものである。

附則については、前の規則と同様に施行期日を本年4月1日とするとともに、経過措置として教育委員長印及び委員長職務代理者印に係る規定については、現教育長の在職中は改正前のままとするものである。

次に、鶴岡市教育委員会規則第10号、鶴岡市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、こちらは文言の整理であるが、第2条のなかで幼稚園及び園長の文言を幼稚園がなくなったことから削るとともに、校長または園長をまとめて校長等という表現をしているが、これをなくして以下第5条、第15条における校長等という文言を校長に改めるもので、施行期日は本年4月1日からとするものである。

次に教育委員会訓令第2号、鶴岡市教育委員会の所管に属する教育機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する訓令については、規定のなかの別表に委任事項等が書かれているが、各教育機関の長に共通した委任事項の規定のなかから、幼稚園の文言を削るとともに、幼稚園長の区分そのものを削除するもので、こちらも施行を本年4月1日からとするものである。

最後に、鶴岡市教育委員会訓令第3号、鶴岡市教育委員会職員の職名等に関する規程の一部を改正する訓令については、第3条で職名を表の中に列挙しているが、その中から幼稚園に係る職名、園長、教頭、教諭を削除するもので、これの施行についても本年4月1日からとするものである。

以上ご報告申し上げるとともに承認いただきたく、よろしく願い申し上げます。

委員長

3本の規則、2本の訓令について報告がなされたが、質問はないか。ないようであれば承認ということよろしいか。

各委員

はい。

委員長

それではただ今の報告は、承認された。報告事項として、他にないか。

社会教育課

お手元にチラシを用意しているが、近々開催される2つの企画展についてご紹介させていただく。

文化主幹

まず最初に鹿児島市立美術館収蔵作品展であるが、4月25日から5月25日までの間、鶴岡アートフォーラムにおいて鶴岡市合併・市制施行10周年、そして、アートフォーラムの開館10周年の記念事業として兄弟都市である鹿児島市の市立美術館収蔵の作品展を開催する。作品展では黒

田清輝、藤島武二、和田英作を始めとする日本の近代洋画を代表する鹿児島市出身の画家の作品の他、黒田清輝の師であるラファエル・コラン、そして印象派の画家カミーユ・ピサロなど85点の作品を展示することになっている。作品展初日には午後2時から鹿児島市立美術館学芸員によるギャラリートークも予定している。鹿児島市所蔵の貴重な作品を間近で鑑賞できる機会であるので、是非足を運んでいただくようお願いする。

次に、森敦展についてである。昨年、森敦氏のご遺族より直筆原稿など、氏縁の貴重な品々を鶴岡市に寄贈していただいている。このたび、森敦氏の顕彰、市民により広く紹介するため、4月28日から6月21日までの間、創立100周年を迎えた鶴岡市立図書館を会場に森敦氏直筆原稿寄贈記念「森敦展」を開催する。今回の展示会では、草稿や構想メモなど、作品が完成する創作の過程を展示するとともに、森敦氏の人生と庄内との深い結びつきについても紹介する。5月10日には森敦氏の養女森富子氏と國學院大学井上准教授による講演会も予定している。鹿児島市立美術館収蔵作品展と併せ、ご覧くださるようよろしくお願いする。

委員長

その他、ないか。

図書館長

平成25年度から2カ年かけて策定してきた鶴岡市子ども読書活動推進計画は、去る3月27日に開催された第3回目の推進委員会において委員の皆様から最終案が示され、これを受け3月31日に策定を完了し、4月1日より施行となっている。教育委員の皆様からは計画への意見等、協力をいただき感謝申し上げます。

なお、冊子については現在作成中となっており、完成次第配付させていただきます予定である。

委員長

その他、ないか。

藤沢周平記念館長

現在開催している開館5周年記念特別企画展、「作家藤沢周平の誕生」についてご案内させていただく。すでにマスコミ等からも取り上げていただき内容についてはご存じのこととは思いますが、説明させていただく。

お陰様で、藤沢周平記念館はこの4月29日で開館5周年を迎えることとなった。平成27年度は開館5周年を記念し、特別企画展を前後期の2回開催する。前期特別企画展については、4月3日から10月6日までの会期としている。この度の前期企画展の展示では、藤沢周平氏自身が語る到達点ではなく出発点になった直木賞受賞前後の初期作品の魅力と創作過程の一環を藤沢氏の人生も踏まえて紹介する。展示の見どころとしては、オール讀物新人賞に応募し作品名のみが知られていた「蒿里曲」、「赤い月」の2作品の草稿がある。その内容はオール讀物新人賞を受賞し作家としてデビューした後に発表された「又蔵の火」、「割れた月」という作品の原型

とも言える初公開となる資料である。この他、直木賞受賞作である「暗殺の年輪」や昭和30年代の後半に大衆誌に発表されていた作品の草稿も多数展示する。草稿枚数の多さからは創作にかける想いが、また、書き直し草稿からは創作の苦悩が伝わってくると思われる。

また、藤沢氏がオール讀物新人賞正賞としていただいて生涯身に着けておられた腕時計と、直木賞正賞としていただいた腕時計も併せて展示している。これら初公開となる貴重な資料が多数展示されるので、是非ご来館いただきたくご案内申し上げます。

委員長

その他に報告事項はあるか。ないようであれば、これをもって4月の定例教育委員会を終了とする。

閉 会 （午後4時23分）